

# 入札説明書

令和5年度北川村広報紙「広報きたがわ」制作等委託業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## ■入札及び契約に関する事項

1 入札公告日 令和5年3月27日(月)

2 契約担当者 北川村長 上村 誠

3 担当部署 〒781-6441 安芸郡北川村野友甲1530番地  
北川村役場総務課  
TEL : 0887-32-1212  
FAX : 0887-32-1234  
E-mail : [soumu@vill.kitagawa.lg.jp](mailto:soumu@vill.kitagawa.lg.jp)

## 4 入札に付する事項

(1) 令和5年度北川村広報紙「広報きたがわ」制作等委託業務仕様書に記載しているものを成果品として提出する。

(2) 履行期間  
契約締結日から令和6年3月31日まで

(3) 納入場所  
北川村役場総務課

(4) 業務の委託価格(各頁の上限額)  
業務委託価格については、800部印刷で、予算額の上限である各頁下記(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。見積額が業務委託価格を超える場合は、審査を行わず失格とする。

12頁 200,000円 (内消費税及び地方消費税 20,000円)	14頁 210,000円 (内消費税及び地方消費税 21,000円)
16頁 220,000円 (内消費税及び地方消費税 22,000円)	18頁 230,000円 (内消費税及び地方消費税 23,000円)
20頁 240,000円 (内消費税及び地方消費税 24,000円)	22頁 250,000円 (内消費税及び地方消費税 25,000円)
24頁 260,000円 (内消費税及び地方消費税 26,000円)	26頁 270,000円 (内消費税及び地方消費税 27,000円)

## 5 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者は、この入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、

北川村が定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあつては、この限りでない。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

(3) 北川村における「競争入札参加資格者登録名簿」に登録されている者であること。

(4) 入札公告の日から入札の日までの間に、指名停止等の措置を受けていない者であること。

(5) 入札の日までに、北川村から、「北川村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと及び同規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、この入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

## 6 質疑事項

(1) 質疑事項がある場合には、別紙「質疑書（様式2）」により令和5年3月30日（木）午前11時までに北川村役場総務課まで持参するかFAX（電話で着信を確認すること。）で提出すること。

(2) 質疑書に対する回答は、令和5年3月31日（金）午後5時15分までに北川村役場ホームページ（<http://www.kitagawamura.jp/>）に掲載する。

## 7 業務受託者選定の主要な日程（（5）は予定）

(1) 公告 令和5年3月27日

(2) 質疑 令和5年3月30日午前11時まで

(3) 質疑に対する回答 令和5年3月31日

(4) 見積書等提出期限 令和5年4月4日

(5) 結果通知及び契約締結 令和5年4月6日

## 8 見積書等の提出

(1) 見積書等は令和5年4月4日（火）午後5時までに北川村役場総務課まで持参、または郵送（必着）で提出するもの（PDFデータでも提出（メール可））とする。

(2) 提出書類（提出部数は各1部・PDFデータでも提出）

### 1. 見積書

別紙「見積書（様式1）」

### 2. 業務実績

本業務に類似するこれまでの地方公共団体での実績一覧

地方公共団体広報紙作成実績一覧のうち、主な事例についてまとめた資料

### 3. スケジュール表

5月号作成のための業務の流れを記入した4月の月間スケジュール（村が指定したスケジュールより効果的になる箇所についてはわかりやすく示すこと）

### 4. 実施体制

広報紙作成に係る人員の体制等(校正・校閲の人員、デザインの人員、印刷の体制等を含め示すこと)

9 結果の通知と公表

結果については全ての参加者に対して、個別に文書で通知する。

10 契約の締結

契約にあたっては受託候補者と北川村の協議のうえ、契約書を作成し、締結する。

11 提出書類等の評価項目及び選定基準

評価項目及び選定基準については、別紙1の予定である。

12 入札の無効等

入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他北川村財務規則北川村財務規則(昭和44年1月28日規則第2号。以下「規則」という。)第89条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

13 入札の延期又は中止

入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

14 その他

(1) 提出された書類については、原則として返還しない。

(2) 書類の作成・提出に必要な経費等については、各事業者の負担とする。

(3) 契約書の作成の要否

(4) 入札参加者は、別紙仕様書等を熟読し、かつ、遵守すること。また、入札後仕様書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(5) 費用負担

入札者又は契約の相手方が本件履行に関して要する費用については、全て当該入札者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(6) 入札保証金及び契約保証金の免除について

入札保証金については、規則第84条の2に該当する場合は免除する。また、契約保証金については、規則第98条に該当する場合は免除とする。

## 別紙 1

### 令和5年度北川村広報紙「広報きたがわ」制作等委託業務 事業者選定プロポーザル評価基準

#### 仕様評価点の算出

仕様評価点の算出は、以下のとおりとする。

審査項目	審査の視点	点数
実 現 性	<ul style="list-style-type: none"><li>・本業務の目的を理解し、その実現に有効な人員及び印刷の体制確保ができているか。</li><li>・高い効果を見込むことができるスケジュールとなっているか。</li></ul>	10
類似業務実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・類似業務の制作実績があるか。</li></ul>	5
コスト	<ul style="list-style-type: none"><li>・見積金額を相対的に評価する。</li></ul>	5
		計20